

亘理町監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成 26 年 2 月 26 日

亘理町監査委員 齋藤 功

亘理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査の期間及び場所

期 間 ① 平成 25 年 5 月 30 日 (木) (公有財産)

② 平成 25 年 10 月 17 日 (木)

～平成 26 年 2 月 18 日 (火) までの 16 日間

場 所 監査委員事務室及び現地、出先機関

2 監査の対象

① 都市建設課、福祉課

② 全 14 課、教育委員会、農業委員会事務局及び議会事務局並びに出先機関 (逢隈小学校・高屋小学校・吉田中学校・鹿島保育所・二杉園・中央児童センター・学校給食センター・荒浜地区交流センター・勤労青少年ホーム・吉田地区交流センター・農村環境改善センター・図書館・郷土資料館)

3 監査の目的及び着目点

① 平成 24 年度に取得した公有財産の管理状況について、都市建設課・福祉課より資料の提出を求め、担当課長および担当者から説明を受け、現地調査を行い適否について監査した。

② 『亘理町監査基準』に基づき、各課 (局) 各施設から提出された監査調書・関係書類帳簿等により担当者から説明を聴取するとともに、事務事業及び経営管理が適法・適正に計画的、経済的、合理的かつ効率的に執行されているかについて監査した。

また、それぞれ下記の個別監査事項について監査を実施した。

4 監査の結果と意見

- ① 公有財産の取得については、その執行が目的に沿って適正に執行されており、関係書類及び台帳等は、いずれも適正に整備されていることが認められた。また、管理状況について現地調査を行ったところ、良好に管理されていることが認められた。

<建物> 吉田保育所仮園舎 (日本ユニセフ協会より寄贈) 528.74 m²
おおくま公園トイレ新築工事 (新築) 46.5 m²

- ② 財務に関する事務の処理及び事業の管理、事務の執行については、適法・適正・合理的かつ効率的に実施されているものと認められた。